五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

富海石原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県防府市大字富海字野地山四一一〇番二地内一級基準点山口二の四四八を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二六〇度〇五分二〇秒　七九二・六〇四メートルの地点　標柱一号から二七九度五一分四一秒　六一・五三一メートルの地点　標柱二号から三五六度〇四分〇四秒　八二・二〇〇メートルの地点　標柱三号から一三度三七分四九秒　五八・一二三メートルの地点　標柱四号から六四度一五分四五秒　二〇・四〇三メートルの地点　標柱五号から一一八度五二分三一秒　四六・五五四メートルの地点　標柱六号から一四七度二一分一二秒　七〇・七一三メートルの地点　標柱七号から一八三度四三分五六秒　五二・一一六メートルの地点　標柱八号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀之内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県下関市大字内日上字平原一番地内三等三角点山郷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四六度四〇分一五秒　六九四・一一〇メートルの地点　標柱一号から二六三度二九分二二秒　五一・三五五メートルの地点　標柱二号から二八四度四六分〇六秒　一〇〇・三〇二メートルの地点　標柱三号から三二四度一五分四九秒　一三一・三三六メートルの地点　標柱四号から四八度五三分五四秒　七四・五〇一メートルの地点　標柱五号から一三三度三二分四五秒　一二九・〇九六メートルの地点　標柱六号から二二五度二五分三九秒　四三・八七一メートルの地点　標柱七号から一一一度一〇分〇九秒　一一五・一七七メートルの地点　標柱八号

○国土交通省告示第九百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

一　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱十一号と十四号を結んだ線、標柱十四号から三十三号までを順次結んだ線、標柱三十三号と十二号を結んだ線及び標柱十二号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府大東市大字龍間

一四八二番　十一号　一四五九番　十二号　一五〇九番二　十四号　一五一二番四　十五号　一五一四番二　十六号　一三四〇番　十七号　一五四七番一　十八号　一五一八番　十九号　一五七二番　二十号　一五八〇番　二十一号　一五七七番　二十二号　一五一九番　二十三号　一五一八番　二十四号　一五二九番一　二十五号

二　一五二二番一から二十六号から二十八号まで　一五〇四番　二十九号　一四九九番　三十号　一四七〇番　三十一号　一四六八番一　三十二号　一四七一番　三十三号

○国土交通省告示第九百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

一　昭和二十五年建設省告示第千百七十九号で指定したエセキ川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地

広島県江田島市江田島町字エセキ　一二八四二番及び一二八四三番三

○国土交通省告示第九百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年八月四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5335号	救命浮環	H－435型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5347号	小型船舶用浮力補助具	TK－DJ01RS型	〃	〃
第5348号	〃	TK－RV302型	〃	〃

○国土交通省告示第九百三十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年八月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4557号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	YM－007型	高階救命器具株式会社	布地、縫い糸及び締め具を変更
第4648号	〃	TK－3000型	〃	ベルト及び締め具を変更
第4880号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	TK－5220型	〃	ベルト及び締め具を変更並びに布地を追加

○国土交通省告示第九百三十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年八月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　小川惠里子

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2695号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	NQS－6型	日本救命器具株式会社	布地を変更
第2696号	〃	NQS－7型	〃	布地及びファスナーを変更
第2697号	〃	NQS－8型	〃	第2696号に同じ
第3172号	〃	背抜き型	〃	布地、締め具の材質、ベルトの仕様及びファスナーを変更
第4200号	〃	背抜き2型	〃	布地、締め具の材質及びファスナーを変更